

社会福祉法人新篠津福祉会 評議員及び役員の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人新篠津福祉会の評議員及び役員（理事・監事）の報酬等の支給基準・報酬額については、新篠津福祉会定款第8条、及び第22条に基づき、この規程の定めるところによる。

(評議員の報酬)

第2条 評議員の各年度の報酬総額は定款第8条に定める300,000円を超えない範囲の額とする。

- 2 評議員が会議に出席した場合の報酬は日額とし、日数に応じて次により支給する。

評議員の報酬の額 日額 10,000円を支給する。

(役員の報酬)

第3条 役員（理事・監事）の各年度の報酬総額は、定款第22条に基づき、施設長等を勤める理事が新篠津福祉会から職務執行で受ける年収の額に1,700,000円を足した額を超えない範囲の額とする。

- 2 新篠津福祉会理事長は非常勤とし、次の報酬を支給する。
報酬は月給100,000円とし毎月20日に支給する。
- 3 役員（理事・監事）が会議に出席し、又はその職務に従事した報酬は日額とし、日数に応じて次により支給する。

会議に出席した場合

役員（理事・監事）の報酬の額 日額 6,000円を支給する。

監事が監事監査等をおこなった場合 日額10,000円支給する。

- 4 施設長を勤める理事には第3条、第3項に掲げる報酬は支給しない。

(報酬の支給期日)

第4条 規定第2条第2項、第3条第3項の報酬は、会議に出席及び職務に従事した後支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。